

平成 27 年度 第 1 回 富山県防災会議

日時：平成 27 年 6 月 10 日（水）14:00～15:20

場所：ANA クラウンプラザホテル富山 3 階 鳳の間

1 開会

（事務局）

大変お待たせいたしました。ただ今より、平成 27 年度第 1 回富山県防災会議を開会いたします。初めに、防災会議会長であります石井隆一富山県知事より開会のご挨拶を申し上げます。

2 会長挨拶

（会長：石井知事）

皆さん、こんにちは。本日、27 年度の第 1 回目の富山県防災会議を開催いたしましたところ、委員の皆さまには大変ご多忙の中こうしてご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、富山県では、4 年前の東日本大震災に伴います東京電力の福島第一原発事故の教訓に基づきまして、当時、国の方もいろいろと大変だったと思うのですが、国の具体的な方針を待ついとまがないということで、同じ年の 6 月に地域防災計画の見直し作業を開始しまして、後に国の方でお示しになりました原子力災害対策指針等を踏まえまして、平成 25 年 4 月に「原子力災害編」を新たに策定することといたしました。また、昨年 5 月には、県の避難計画要綱を取りまとめたところでございます。

この「原子力災害編」については、その後、国の指針の改正に応じて改定を行ってきておりますが、去る 4 月 22 日に、懸案として残ってございました課題について、国から原子力災害対策重点区域の範囲とか、UPZ 外における屋外退避の実施範囲などが具体的に付加された新たな改正指針が提示されました。そこで、県としましても、先月 19 日に原子力災害対策部会を開催いたしまして、さらなる改定案についてご審議を頂いたところでございます。

また、風水害編等についても、昨年 5 月に改定しておりますが、ご承知のとおり、昨年、関東地方で大雪災害が起こったり、また、広島市で土砂災害が起こったりということもございまして、国の方で関係法令の改正も行われたところでございます。そうしたことも受けまして、県の防災計画の改定を行いたいと思っております。

また、こうした地域防災計画の改定と並行しまして、国の交付金なども活用しまして、可搬型のモニタリングポストや放射性物質の分析装置などの整備を鋭意進めてきたところであり、今年度についても被ばく医療体制の整備、防災資機材の充実など、原子力防災対策の一層の拡充・強化に努めることにしております。また、土砂災害については、市町村の皆さんと連携しまして、土砂災

害を想定した住民避難訓練を支援する。また一層、地域防災力の向上に努めることにしております。

そうした経過ですが、本日は地域防災計画と県の避難計画要綱の改定案などについてご審議を頂きたいと存じております。委員の皆さまには、こうした計画が県民の皆さんの安全・安心を守るために実効性あるものになりますように、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を頂ければありがたいと思っています。どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

本日ご出席いただきました委員の皆さま方につきましては、時間の関係から、お手元の出席者名簿をもってご紹介は省略させていただきます。

それでは、ただ今から会議を始めさせていただきます。会長、よろしく願いいたします。

3 審議事項

(会長：石井知事)

それでは、これから議事に入らせていただきます。本日は、先ほどのご挨拶で申し上げましたように、先月の原子力災害対策部会でのご審議を踏まえまして、富山県地域防災計画（原子力災害編）の改定案と、富山県避難計画要綱の改定案、また、実務面の手続きを定めました富山県緊急時モニタリング計画案、それから、国の災害対策基本法等の改正に伴う所要の改定、大きく言うところした4点についてお諮りをいたしたいと思っております。

まず、先月19日に、原子力災害対策部会でご協議を頂いておりますので、今日は片岡部会長においていただいております。部会長から、これまでの部会での議論、検討の状況につきましてご説明をお願いします。

(1) 富山県地域防災計画（原子力災害編）の改定等について

(片岡部会長：原子力災害対策部会)

片岡でございます。原子力災害対策部会の検討状況を報告させていただきます。先ほど石井知事からご説明がありましたように、4月22日、国の原子力災害対策指針が改正されました。加えて5月19日に開催されました部会におきまして、富山県地域防災計画（原子力災害編）及び富山県避難計画要綱の改定案を検討いたしました。国の方の指針等がようやく確立いたしましたので、今回、ほぼ完結した形での改定案をお示しできるのではないかと思います。

ただ、全体として確立したとはいうものの、それを実質化して有効なものにするためには、今後さまざまな対策や訓練が必要となります。そういうことに関しまして、部会の委員の皆さまから非常に貴重なご意見をたくさん頂きました。その中で主なものを紹介させていただきますと、まずプルームが通過したときの対応でございます。プルームというのは、放射性物質を含んだ雲のようなもので、その雲が長い間そこにずっと停滞すると誤解される場合もあります

が、そういうことはありません。原子力発電所からの距離が遠くなればなるほど、放射性物質の濃度は低下します。しかも、それは一定の時間で通過してしまいます。ですから、今後の訓練に役立てるために、プルームの通過時には十分落ち着いて屋内退避をすることが最も重要であるというご意見を頂きました。

また、防護措置の判断は、実際にたくさんの計測器を配備いたしましたので、その実測値で判断するということになりました。緊急時モニタリングがより重要となりました。これは富山県だけではなく、石川県も含めた、全域でのモニタリングが重要となってきます。ですから、国や石川県との訓練を通じて、モニタリング体制がしっかりと機能するように、機械だけが置かれていても、それが機能しなければ全く意味がありませんので、機能するように今後取り組むことが必要というご意見がありました。

もちろん自治体の委員の方々から、国が責任を持って実施するとして UPZ 外も含めて、緊急時モニタリングの体制のより一層の充実が必要になってくるというご意見がありました。

また、今回、地域原子力防災協議会というものができることになりました。国や石川県と連携して、志賀地域全体として整合性のある防災対策が必要であると。志賀原発を中心とした、全体としての防災対策が必要だということなので、国が設置する地域原子力防災協議会、これを十分に活用して、モニタリング体制を構築し、防災訓練等に十分に組み込んでいただきたいというご意見がありました。

それと、時間的余裕の問題です。自治体の方々から、屋内退避をという国の指示等がある場合にそれが一体どのぐらいの時間的余裕があるのか、十分に落ち着いて屋内退避等の措置ができるのかどうかというご質問等がありました。これは福島第一原発の事故の例ですが、実際に全電源喪失という異常な緊急事態が起こって、15 条通報と呼ばれる緊急事態宣言が出されてから、その原子力発電所の敷地から周辺に影響を及ぼすような大量の放射性物質が放出されるまで3日間ありました。これは一つの事例にすぎません。さらに、そこで放出されたものが UPZ ライン外に到達するにはさらなる時間がかかります。それで、この3日か4日という時間的な余裕の間に、原子力規制委員会が必要な対策を判断し、責任を持って指示することができます。十分な時間的な余裕を持って対応が可能ですので、落ち着いて屋内避難等の避難手段を取っていただくことが重要というご意見がありました。

また、県民、市民に対する安心・安全を実感していただくための丁寧な説明については、今まで PPA という言葉が出てまいりました。今回の国の原子力災害対策指針の改定では、この PPA が設定されないことになりました。これは決して PPA をなくしたということではなくて、これがどういうことであるか。国がより一層責任を持って、UPZ 外の避難等についても一義的に国が責任を持って対応するということですので、そういったことも含めて住民に対して分かりやすく丁寧な説明が今後とも必要ですというご意見がありました。

これについては、本日の資料3にあります「UPZ 外における防護対策 Q&A」

が既に県で作成されて配布されております。本日ご提示させていただき、また、これから説明させていただきます改定案は、こうした部会の意見を踏まえて取りまとめたものです。詳しくは事務局の方からご説明いただきます。私の方からは以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。それでは、引き続き、今回の地域防災計画の改定案等につきまして、事務局から一括して説明してください。

(2) 富山県避難計画要綱の改定について

(3) 富山県緊急時モニタリング計画について

(事務局)

それでは、事務局の方で一括して説明ということですので、次第には資料1から資料10までございますが、資料1～4に基づきましてご説明させていただきます。まず資料1、A3のカラーの資料に今回の改定案の概要を整理しておりますので、お開きください。

まず1番目、「計画改定の経過等」です。知事の挨拶にもございましたが、平成25年4月に、福島第一原発事故を教訓としまして、「地域防災計画（原子力災害編）」を策定しております。翌年5月、国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえまして、緊急時モニタリングセンターの導入など、地域防災計画の原子力災害編を改定しております。それで、今回になるのですが、国の原子力災害対策指針等が改正されましたので、県の避難計画要綱の改定も含めまして、先ほど部会長から説明もありました部会を経て、今回の会議で審議を行うものです。

続きまして、左側の2番目をご覧ください。今回の国の原子力災害対策指針の改定のポイントです。3点あります。(1)は、原子力災害対策重点区域の範囲はPAZとUPZの二つにするということです。その下に囲みがありますが、国の考え方としまして、UPZ外で屋内退避を実施する具体的な範囲は、専門的知見を有します原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえて判断するとなっております。

続きまして2点目、UPZにおいては、安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備ということです。囲みにありますが、UPZ外のプルーム通過時における防護措置として、安定ヨウ素剤の服用は、効果的に実施可能な防護措置とは言えないとされています。具体の理由は以下ございますが、服用のタイミングにより効果が大きく異なること、安定ヨウ素剤服用のタイミングの正確な把握が困難であることなどです。

3点目です。避難や一時移転の実施にあたって、SPEEDI等による予測は活用しないということです。避難等の実施の判断については、予測結果に基づいて避難等を判断する場合と比べまして、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて必要性を判断する方が、迅速かつ的確に避難等を実施できるという

考えが示されております。

このような改定を踏まえまして、富山県地域防災計画の改定案のポイントは、右側の3番をご覧ください。まず(1)、今ほどご説明いたしました指針改正に伴う変更です。①ですが、原子力災害対策重点区域は、PAZとUPZとすることとしております。②のUPZ外における屋内退避ですが、原子力規制委員会が、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避の実施を判断し、国の原子力災害対策本部から県への指示に基づきまして、県は氷見市等に対して、屋内退避の指示を行うこととしております。

続きまして、③の安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備です。県及び氷見市は、住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を服用できるよう、備蓄するものとしております。続きまして④の安定ヨウ素剤の予防服用です。原子力規制委員会が、施設の状況ですとか、緊急時モニタリング結果等に応じまして、避難や一時移転等と併せて、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部から県への指示に基づきまして、県は氷見市等に対して、指示を行うこととしております。

続きまして2枚目、⑤です。施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえた避難等の判断・指示です。ア、緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システムということで、緊急時モニタリングの結果は、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、防護措置の判断等のために活用することになっております。県としましては、国とともに緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な共有・公表が可能となる体制を整備することとしております。

また、イですが、避難等の判断・指示です。原子力規制委員会が緊急時モニタリング結果等を踏まえて、避難や一時移転の実施の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部から県への指示に基づき、県は氷見市等に対して指示を行うものとします。

続きまして、⑥の避難・一時移転を判断する緊急時モニタリングの値、これが具体的に示されましたので、所要の改定を行います。一つ目の○にありますOIL1と呼ばれます、上に吹き出しがありますが、住民等を数時間以内に避難させるための基準値につきまして、緊急時モニタリングにより得られました空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値、500 μ Sv/hを超えた場合に判断するということとしております。一方、OIL2に基づく一時移転につきましては、緊急時モニタリングにより得られました空間放射線量率の値が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の値が基準値を超えた場合に、実施が必要と判断することとしております。

下にイメージ図があり、中ほどに吹き出しがありますが、直ちに屋内退避をやめて、一時移転のために屋外で行動しますと、かえってプルームからの影響を受けるおそれがあるというようなこともありまして、概ね1日が経過した時点の値で実施を判断することとしております。

続きまして右側です。これは防災基本計画の修正に伴う変更です。一つ目に、

地域原子力防災協議会の設置を盛り込むこととしております。これは国が原子力発電所の所在する地域ごとに関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされております。この協議会におきましては、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保等についての検討及び具体化を通じまして、県等の地域防災計画等に係る具体化・充実化の支援を行うこととされております。

その下のもう一つの○に、国、県等は、この協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、国の指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認します。また、次の○、この協議会において確認した緊急時における対応に基づき、防災訓練を行い、訓練結果から必要な措置を講じまして、継続的に防災体制の充実を図ることとしております。

その下の県の避難計画要綱の改定ですが、UPZ 圏外の取扱いにつきまして、今ほどご説明いたしました県地域防災計画（原子力災害編）と同様に改定することとしております。具体的に4つ項目がありますが、今ほど説明したポイントのところですので、項目のみのご紹介にさせていただきます。

その下、色が少し変わっておりますが、こちらは原子力災害編ではなく、災害対策基本法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正事項です。

災害対策基本法の改正に伴う修正につきましては、「緊急車両の通行ルート確保のための放置車両の移動等」を盛り込むこととしております。具体的には、道路管理者による車両の運転者等への移動命令、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。また、県は広域的な立場から、市町村道に関し、必要に応じ道路管理者へ放置車両の移動等を指示することができる。また、県公安委員会は道路管理者に対し、必要に応じ車両の移動等を要請することができる。このような内容を改正することとしております。

また、土砂災害防止法の関連につきましては、まず(1)にあります。県によります土砂災害警戒情報の市町村への通知及び住民への周知。市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の解除について、県が助言すること。また、(2)にあります。市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示及び住民への周知。具体的には、市町村による土砂災害警戒区域ごとに避難場所、避難経路等を記載しました印刷物の作成・配布などを改正することとしております。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。資料2は意見募集の結果です。募集期間は5月20日から6月8日までの期間。意見提出者1名でした。意見の件数も1件ということで、その要旨と県の考え方について、1枚お開きいただきまして、ご説明させていただきます。

意見の要旨につきましては左側をご覧ください。既存の今の計画の要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についてですが、アンダーラインの引いてあるところをご覧くださいと思います。病院等医療機関の管理者は、避難計画を作成するという、また、中ほどにもありますが、社会福祉施設では、介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者が避難計画を作成する、

このような記述があることから、病院、社会福祉施設の管理者に丸投げのような印象を受ける記載になっているというようなご意見です。

また、もう1枚、次のページもお開きください。関連ですが、要配慮者への配慮のことです。ここもアンダーラインを引いてありますが、病院等医療機関は、入院患者等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする、中ほどに入りますが、社会福祉施設等は、入所者又は利用者を避難させるものとする、このような記述がありまして、一番下の方になります。病院、社会福祉施設が自力で避難しろとも読み取れる記載になっており、県が主体的に動き、医学的管理を含めて介入調整する必要があるというご意見です。

これに対する県の考え方です。1ページお戻りいただきたいのですが、現行の計画には、避難誘導・移送体制等の整備については、3行目からありますが、「県は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくとともに、氷見市及びその他の市町村は、住民に対してその情報を周知する」となっています。このため、災害発生前の平常時に、医療機関と十分協議をしまして、県が主体的に転院の調整方法を検討し、定めることとしております。この調整方法が発災時において実効性のあるものとなるよう、しっかり関係者間で調整を図ってまいりますということです。

また、社会福祉施設につきましては、「県及び氷見市は、緊急時を想定し、県内の同様の社会福祉施設等への受入及び福祉車両等による搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町村と協議し、受入候補施設や受入予定人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結等に努める。ただ、実際の災害発生時の整備・受入については、災害や被災の規模、受入施設の入所状況等も考慮し、調整することとする」と記載があります。このため、受入先については、県が主体的に調整することとしております。発災時には、医療支援が必要な入所者に対しても、適切な対応が取られるよう、医師会等の医療機関も含め、しっかりと関係者間で調整を行うということです。

続きまして、3ページ目をご覧ください。要配慮者への配慮につきましては、医療機関、社会福祉施設等は避難計画に基づき、その役割として入院患者等を避難させることとされております。このため、県は災害対策本部の中に医務班を設置し、総合的な医療情報の収集及び提供、搬送に関する総合調整などを行うこととしているところで、必要に応じて医療機関等に対する支援を行うこととしております。なお、医務班には、統括DMATの方々にも参画していただき、医療機関や関係者間の調整をお願いすることとなっております。

続きまして、資料3をご覧ください。資料3につきましては、先の部会の意見も踏まえまして、先ほど片岡部会長からのご発言にもありましたが、このQ&A集を専門委員の方々にもご助言いただき作成したところです。本日ご出席いただいております3市にも配布しております。中身の説明については省略させていただきます。

最後は資料4です。資料4につきましては、「富山県緊急時モニタリング計画（案）の概要」です。目的は、国の指針や、既に県の地域防災計画に定められておりますが、その計画に基づきまして、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備の基本的事項を定め、国の統括の下、迅速に緊急時モニタリングを実施することを目的とするものです。実務面の手続を定めたものとして、本日、案としてお示ししております。

具体的には、2番の体制の整備、(1)、モニタリングの要員は、測定の質の向上を図るため、平時から研修及び訓練を実施することとします。また(2)、防災資機材については、定期的な校正等を実施し、適正な維持管理を実施するというものです。(3)、モニタリング資機材については、周辺地域の状況を踏まえて整備を行うということとしております。

3番目の緊急時の対応です。(1)情報収集事態における対応として、志賀町で震度5弱以上の地震が発生した場合、環境放射線の推移を注視し、固定観測局等の状況を確認します。故障の場合は代替機を設置ということです。(2)警戒事態における対応ですが、「緊急時モニタリング班」を設置し、モニタリングの実施に向け速やかに準備を行います。また、緊急時モニタリングセンターが国主導で立ち上がりますので、その立ち上げに備えまして、要員派遣を準備することとしております。さらに、モニタリングカー等の出動準備を行うこととしております。

(3)施設敷地緊急事態における対応ですが、国が立ち上げた緊急時モニタリングセンターに要員を派遣し、速やかに緊急時モニタリングを実施するということです。(4)全面緊急事態における対応につきましては、緊急時モニタリングを継続しますが、必要に応じてモニタリングカーによるモニタリングを行うこととしております。

最後、4番目、モニタリング結果の確認及び公表です。緊急時モニタリングの結果は、国の緊急時モニタリングセンターにおいて、測定方法の妥当性等を確認し、その妥当性の確認後、原子力事故対策本部等に報告し、その評価を踏まえまして、緊急時モニタリング結果を県に伝えられ、県は市町村と速やかに情報共有を図り、迅速に公表することとしております。

以上がモニタリング結果の概要案です。事務局からの説明は以上です。

(会長：石井知事)

それでは、委員の皆さまからご意見を頂きたいと存じます。まず、原子力災害の専門家の方々からご意見を伺いたいと思っておりますが、奥寺専門委員、途中で所用で退席されるということですので、まず、お話しください。

(奥寺専門委員：原子力災害対策部会)

私は救急医師の立場で話をいたします。実はPPAのあった状態のときに、そこで安定ヨウ素剤を配ることも含めて訓練をやったりした立場から発言いたします。

確かに PPA はなくなったように見えたりするわけですが、結局そのもとになっている SPEEDI というのは予測にしかすぎない。予測は限界があります。例えば福島でも、年々新しいことが分かっているわけですが、SPEEDI の方向とヨウ素 131 は全く逆方向に動いていたというデータがあるぐらいですので、実は放射線同位元素の種類によりまして、重さにもよりますが、拡散する方向、移動方向が異なるわけです。その意味では、先ほど説明がありましたとおり、モニタリングがより充実して、迅速化がされ、そういう情報の共有が一元化されることが最も有効ですので、予測値がなくなったというよりは、さらに進んだ、直接現場観測の方に行ったということは評価できると考えています。

あと、医学的に言いますと、PPA の 50km という線は完全に暫定値です。取りあえず 50km で線を引いたという値で、49km が危なくて 51km がいいのかというところは、実は医学的にも全く根拠がありません。これは政策上、暫定的に 50km という線を引いたわけですので、これがなくなったことで、現在のこの新しい考え方が後退しているわけではないと私は評価しています。

ここで先ほども出ました「UPZ の外」という表現があるのですが、そこではブルームが当然来るということが問題視されています。ブルームがキーワードになっているのですが、これは多種の放射性物質が入っていて、1 種類ではありません。粉じんのようなものです。黄砂とか、ああいうものをイメージすればいいのですが、ゆっくり風に乗って飛んでくるわけですし、拡散するわけです。ですから、やり過ごすには屋内退避が最もいいというのは私も同意いたします。そのときにあまり動き回ると、細かい動きは予測できないわけですので、その時期に動き回るとはむしろ不利益であると考えます。

あと、安定ヨウ素剤の配布があたかも万能の処置であるようなイメージを持たれる方が多いと思いますが、安定ヨウ素剤は、放射性同位元素の中でヨウ素 131 に対する拮抗剤ですので、あとのものには効果はないわけです。ですから、ヨウ素 131 が来るというデータがあるわけですが、主にブルームの集団があると何日かかかって移動してくる、風向きによる。原子炉から遠くなると当然拡散して薄くなります。ある距離に行くと薄くなって医学的には問題がない薄さになるわけですので、その状況で副作用が、実はヨウ素剤は副作用があります。医師が処方しなくてはならないものですので、それを前もって配布するとか、家庭に常備するというのは、UPZ の外では恐らく不要なのだろうと医学的に理解できます。

ですから、万能薬なり、特効薬ではないと、医薬品であるということですので、必要なところに提供されるべきであるものです。先ほどもこの 1 ページで説明がありましたとおり、UPZ 内では対策本部等の指示体制は必要ですが、その外においてはまず必要ないと私は考えます。

全体の議論はいたしましたし、今、見させていただきましても、特に後退したのではなくて、むしろ医学的に見てもより実像に近くなった具体的な対策であると評価いたします。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。それでは、続きまして明石専門委員からお願いします。

(明石専門委員：原子力災害対策部会)

放射線医学総合研究所の明石でございます。今、奥寺先生からご指摘がありましたとおり、放射性物質を体の中に入れないということがまず一番重要なことで、入ってからというようなことではなく、まず入れないというのが私は体内被ばくの予防の最大の原則だと思います。そういう観点から見ますと、非常に距離の離れた所で外に出ているとか、放射性ヨウ素もあるのだから、いろいろな放射性物質を吸うような機会があるということのを避けることが一番重要なことで、屋内退避するというのとは一番重要なことだろうと私自身も考えております。特に UPZ の外、距離の遠い所ではその方が有効である、それは医学的に正しいかと思えます。

それから、安定ヨウ素剤についてですが、今回の福島で私どもの研究所は汚染された緊急作業員を 10 名近く受け入れているのですが、安定ヨウ素剤をきちんとタイミングよく飲んだ場合は非常に効果がありますが、タイミングを逸した、飲み方が間違った場合は、実は全く効果がありません。安定ヨウ素剤というのは、うまく使うこと、正しい服用・用量がものすごく重要です。そういういろいろなことを考えると、やはり UPZ の外、概ね 30km の遠い所では吸わないこと、体の中に入れないことを重視するというのを最大目標にするのが医学的というか、放射線被ばく医療、防護という点からも、私どもも正しいだろうと考えております。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。それでは、宇根崎専門委員。

(宇根崎専門委員：原子力災害対策部会)

はい。京都大学の宇根崎でございます。私は今の奥寺委員、明石委員と少し違いまして、いわゆる新規制基準について、原子力関係全体から見た考えを、地域防災計画の位置付けというところで、ちょっと追加的にご説明したいと思っております。

皆さんご承知のとおり、新規制基準は、例えば津波であるとか、地震であるとか、こういった自然災害などが発生したときに電源をいかにして確保するとか、それらを含めたさまざまな具体的な安全対策が全面的に強化されているということなのですが、それらの背景には、少し安全確保全体の考え方として、少し難しい言葉なのですが、深層防護という考え方がより明確になっていることがあります。

まずは故障とか事故を防ぐ、それが起きないようにする。起きた場合、きちんと起きたことを把握して、それをコントロールする、制御するということ。

コントロールや制御ができなかった場合には、そういう事故に対して、いかにしてそれが進展していくのを防ぐか。そこがうまくいかなかったら、では次に重大事故、大量の放射性物質が出るような事故につながらないようにコントロールする。しかし、それも仮に万が一うまくいかなかった場合にどうするかといった場合には、第5の防護の措置として、今回ご議論いただいている緊急時対応計画というものがあるわけです。

そういう意味では、緊急時対応計画というのは、原子力安全の中の非常に重要な一つの要素であって、しかも、それまでの防護対策は全く期待しないで、最悪の事態から考えて、いかに住民、県民の皆さまの健康を確保するかという観点でさまざまな方策が考えられています。そういう意味で、最後の砦というか、最後の層である防災計画に対して、国の方の指針が、奥寺先生、明石先生の方からもありましたように、より具体的な措置がより明確になったというものはあると思います。

それから、冒頭に片岡部会長の方からご説明がありましたように、こういう措置がきちっと行われるためには、やはりこういう計画を作っただけではいけなくて、それが実際に万が一のときにスムーズに機能できるように、今後は訓練、それから情報の提供など、ソフト的な対策をより充実していくことが、これからの課題、仕事だろうと考えています。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。それでは、野村専門委員からご意見を伺いたいと思います。

(野村専門委員：原子力災害対策部会)

会長、ありがとうございます。富山県におかれましては、このたびの国の原子力災害対策指針の改正に合わせまして、地域防災計画をはじめとする各種手順、そういったものの改定を検討されました。これは時宜を得た対応かと思えます。今回、先ほど紹介いただきました改定案は、対策部会での議論を踏まえた、反映されたような内容になっているかと思えます。適切なものであると思えます。

私からは緊急時のモニタリングについて少しお話をさせていただきたいと思えます。ご承知のとおり、モニタリングデータというのは、先ほどありました避難、一時移転、それから飲食物の摂取制限、こういったものの防護対策の判断をするときのよりどころとなる非常に重要な情報です。また、これは実測値ですので、非常に説得力を持つ情報です。住民の皆さんに落ち着いて行動していただく、あるいは風評被害をできるだけ少なくする上でも大切な情報となります。

先ほど紹介がありましたが、緊急時モニタリングは、国が統括をして、地域としての整合の取れた一体的な体制で実施することになっています。今般の指針の改定では、モニタリングの実施体制と、モニタリング情報の集約、共有、

公表といったものの体制が示されております。

モニタリング関係について、富山県におかれましては、福島事故以前からいち早く体制の整備に取り組んできておられますし、福島事故以降におきましても、石川県との協議会等の場も活用されまして、モニタリングの実施体制、住民への情報提供など、地域としての整合性に配慮されつつ、さらなる充実・強化を図ってこられております。これは先ほど知事から紹介のあったとおりです。

重点区域の外側を含む、広い範囲のモニタリングにつきましても、国が主体となって関係機関の協力を得て実施することになりますが、先ほど紹介がありました国による地域原子力防災協議会などの場も活用して、地域として整合の取れた一体的な体制となるよう関係機関と協力して、今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

あつてはならないことですが、万一の場合に備えて、これは非常に根気のいる仕事、任務になります。訓練や点検などについて工夫をしていただいて、先ほど来皆さんおっしゃっていますが、実践で有効に機能するような体制づくりをこれまで同様しっかりと関係機関と協力して取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほどご紹介がありましたが、今回の改定のポイントである UPZ 外における防護対策、それから、緊急時のモニタリングに関する Q&A が作成されて配布されております。先月の対策部会での議論を踏まえて、住民の皆さまにできるだけ丁寧に説明するために用意されたものです。私自身も内容をよく確認させていただきました。要点を要領よくまとめられておりますので、こういった Q&A も活用して、今回の防災計画の改定の趣旨を住民の皆さんにご説明いただきたいと思います。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。これまで専門委員の方々いろいろとご発言いただきましたが、今の事務局から説明したことについては、ご了承いただいたというか、大変評価していただいたと思っております。

それでは、行政の立場からの皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますが、まず何と云っても、氷見市の、今日は前辻副市長さん、何かご意見ございますか。

(前辻 氷見市副市長)

氷見市でございます。ひとつよろしくお願いたします。先ほど、事務局から国の原子力災害対策指針の改定に伴う地域防災計画の改定ポイントについて、6点ほど説明があったかと思うのですが、氷見市といたしましては、基本的にはこの国の指針及び県の計画の改定案を踏まえまして、本市の地域防災計画、そして住民避難計画の改正に取り組んでまいりたいと考えているところです。

氷見市にとっての大きなポイントは、やはり UPZ 外における防護措置の実施方策についてです。氷見市には UPZ の内側と外側の地域が混在しているわけで、

これまで地域の住民の皆さまには、UPZ のラインはあるものの、緊急時には状況に応じて内外の区別なく対応する説明をしてきたところです。また、同時に、UPZ の外側の事前防護策として、いわゆる PPA の導入が検討されていることを折に触れて説明してきたところでもあります。今回の国の指針では、PPA の記載が削除されたわけですが、やはり UPZ の外側の住民にとっては、緊急時に対応できるから心配は要らないですよ、こういう説明ではなくて、具体的な事前の対策を示してほしいという思いが率直なところではないかと思っております。

とは申しましても、境界を設定する限り、どこかで内側と外側が生じるものであり、結局は緊急時の対応をいかに迅速に確実に実施できるか、また、そのことを住民の皆さま方に丁寧に説明していくことに尽きるのではないかと考えております。従いまして、これからはきめ細かな緊急時のモニタリング体制の整備がますます重要になってくるのではないかと考えております。UPZ 内のモニタリング体制の充実はもちろんのことですが、UPZ 外につきましても、防護措置に遅れが生じることのないよう、しっかりとした体制の構築が必要になってまいります。この点につきましては、国の方へはしっかりと要望してまいりたいと考えております。

また、安定ヨウ素剤の配布・服用についてですが、今回の改定においては、UPZ 外におけるプルーム通過時の防護対策として、安定ヨウ素剤の服用は求められておらず、備蓄も必要ないとの内容です。UPZ 外の屋内退避後の追加的防護措置につきましては、国が対応することとされているわけですが、この点につきましても、必要となる防護措置について万全の措置を講じるように国の方へ要望してまいりたいと考えております。

先ほど今回の改定について、住民への丁寧な説明は必要だと申し上げました。この点につきましては、先日の部会でも申し上げたわけですが、県の方におかれましては、本日早速 Q&A を資料として準備していただきましたことを感謝申し上げたいと存じます。今後はこの資料を活用させていただきながら、改定内容について丁寧に説明するとともに、原子力防災の啓発に努めてまいります。県の方におかれましても、緊急時モニタリング体制の充実につきましても、国としっかり協議していただきまして、体制の早期整備にご尽力いただきたいと思います。富山県はじめ関係機関の皆さまには、引き続きご理解、ご支援を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。それでは、高岡市の林副市長、いかがですか。

(林 高岡市副市長)

高岡市の林でございます。いつもお世話になっております。私の方からも 3 点ほど、お願いとお礼を申し上げたいと思います。

まず 1 点目は、前辻副市長からもお話がありましたが、Q&A 集を作っていただきまして、本当にありがとうございます。やはり県、市町村、関係の機関が

共通のテーマについては同じような説明をする、これはとても大事だと思っております。特に、住民の皆さんが不安に思っていることと、素朴な疑問については、きちんと答える。そして丁寧に説明して、理解を求めていくことがとても大事だと思っておりますので、このたび Q&A をお作りいただきましたことに本当に感謝しております。

なお、大変勝手なお願いではありますが、その後いろいろと質問が出てくる、ないしは私ども自身でもこういった点でどうなのかという点が出てくると思っておりますので、そういった点、関係のところからまた集約されまして、追加的な Q&A をお作りいただければ大変ありがたいと思っております。これが 1 点目です。

2 点目は、先ほど来、専門委員の方、それから、前辻副市長からも話がありましたように、いわゆる事前対策の有効性の確保という点です。特に私ども市町村は、県民の皆さまに平時でのいろいろな説明と、事が起こったときの緊急的な要請ないしは情報の提供を直接行わなければいけない立場にあるわけです。そういった点からいきますと、特に私どもとしてお願いしたいのは、いわゆる情報の伝達についてです。特に私ども高岡市は、仮にそういったことが起きて、氷見の皆さん方が避難するということになれば、私どもは受け入れるという立場になります。それから、私ども自身が屋内退避うんぬんということになれば、また別の方法を講じなければいけないということになる。そうしたときに、やはり迅速・的確な情報の提供がとても大事だと思っております。

先ほど来、いろいろと国の方で、モニタリングもしていただいたり、それを一元化して、また提供いただくというシステムは、理論上はできるということが分かりましたが、問題はそれをいかに私ども市町村の方にも有効性のあるような手だてで届けていただけるのか。そういったことについてのより具体的なものをご検討いただければ大変ありがたいと思っております。

そういった点につきましては、いわゆる安定ヨウ素剤の備蓄の問題につきましても、このたびの指針では、UPZ 外では特に必要ないというお話で、そのこと自身は、医学的な面、それからいろいろな知見の中から導き出されたものだと思いますが、今も話がありましたように、いわゆる従前の説明とは異なった説明をせざるを得ない。そういう中で、やはり最低限の備蓄は必要ではないかという声が当然出てくる。仮に出てこなくても、国の方でしっかりと判断、指示を出すということならば、いつどういふふうにしてされるのか、といったことを聞かせてもらわない限りはなかなか安心できないというような話も出てこようかと思っております。そういった点での、いわゆる事前の対策についてのより具体的なものをお示しいただければ大変ありがたいと思っております。

以上、お礼とお願いを申し上げます。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。それでは、射水市の泉副市長、いかがでしょうか。

(泉 射水市副市長)

ありがとうございます。射水市でございます。私ども射水市は UPZ 外ということですので、高岡市さんと氷見市さんと立場的には同じです。多分繰り返しのようになりますので、簡略に申し上げますが、先月開かれました部会におきましては、一つは、私どもとしましても、緊急時のモニタリングは非常に重要であるということで、その体制の充実及びそれによって得られました情報の迅速な共有、あるいは公表に関してご配慮いただきたいということを申し上げたということ、今後もこのような形で進めていただきたいと思います。

あとは、安定ヨウ素剤の点に関しても、今ほどもお話がございましたが、予防服用のための備蓄、配布は今後行わないということについて、市民に対するアナウンスメントに県としても協力いただきたいということをお願い申しあげました。今後とも引き続き県と連携協力してまいりたいということです。よろしく願いいたします。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。今の氷見市、高岡市、射水市の3市の委員からいろいろのご要望、あるいはご意見を頂きました。まず、モニタリングの体制をさらに強化するということが大事だから、ぜひ国にも働き掛けてほしいという話が前辻委員からもありました。この点については、今、現状でモニタリングポストが30km圏内、富山県では3機あり、立地県の石川県と遜色ないというか、ほぼ同水準になっていると思いますが、さらに充実することができないか。これは国にもできるだけ早く働き掛けもしまして、恐らく石川県でも同じように、つまりモニタリングの体制が従来以上に大事になってくる。SPEEDIによるものはやらないということですので、そういう方向でぜひ進めていきたいと。拡充の方向で考えて、いろいろな予算的な問題もありますが、今年度、あるいは来年度、なるべく早く対応するように考えてみたいと思います。

それから、高岡の林委員からもお話がありましたが、いろいろな疑問があります。今まで行政側として示していたことと、少し内容が変わることになる、PPAの問題、その内容については、このQ&Aで大体お答えしていることになるとのではないかと思います。今、部会長と専門委員からそれぞれ、まさにこれは後退したのではなくて、むしろそういう万が一のときには、SPEEDIによる予測とかそういうことではなくて、ちゃんとしっかりした緊急時モニタリングをやって、対策を実施する時間的余裕も十分あるということです。その方がより正確で妥当な対策ができることかと思っております。

なお、さらにもう少し各行政の立場でご検討いただいて、例えばこういう質問に対してはどう説明した方がより理解が得られやすいかといったことがあれば、追加的なQ&Aを作るということについても、またご相談をしてみたいと思っております。

それでは、この他に今日は災害対策基本法の改正に伴う修正もありますので、

室崎部会長からまずご意見を頂いて、その後の審議に行きたいと思います。よろしく申し上げます。

(室崎部会長：地震災害対策部会)

地震対策部会の室崎でございます。資料1の2ページ目の右下のブルーの網掛けのところについて、補足のコメントをさせていただきたいと思います。まず「緊急車両の通行ルート確保のための放置車両の移動等」というところです。これは、この間、山梨で大雪が降ったときに、たくさんの自動車が放置された状態が起きて、徳島でも起きているのですが、消防車や救急車が全く入れないという事態が起きました。

この問題を解決するために、道路管理者の責任と権限において、運転手がおられる場合は移動の指示をしているわけですが、いない場合においても、レッカー車等で車両を移動することができる。従来は、放置された車だったら、その所有者を探して許可を取るとか、場合によっては警察に判断を求めて許可を得て移動していたのですが、それではとても時間が足りないので、道路管理者の責任で撤去するということです。

二つ目の市町村道に関してというところ、市町村道は県が道路管理者ではございませんので、これはそれぞれの市町村が同じように地域防災計画を改定されて、市町村の責任で移動していいということになるのですが、それが速やかに行われていない場合は、県が市町村道の管理者に依頼して、撤去を指示するということです。

それから、その下の県の公安委員会については、緊急車両に限らずに、緊急に通行させる車両が存在する場合は、公安委員会が判断して、道路管理者に移動要請をするということ。いずれにしても、緊急事態ですので、一刻も早く消防や救急やその他の緊急車両が通行できるようにするための改正ということ。です。

さらにコメントすると、それぞれの自治体に移動する権限と責任が明確にされますから、レッカー車等を民間の事業者に依頼するとか、どこに移動するかなど、場合によっては細かく決めていただければありがたいと思っております。

それから「土砂災害防止法の改正に伴う修正」は、昨年8月に広島で大きな土砂災害があって、たくさんの方が亡くなられた経験等を踏まえての修正です。このときは一つは、土砂災害警戒情報が気象台等から出されるのですが、それが最終的に一人一人の住民に伝わらなくて避難が遅れたというところ、市町村や、住民に避難が伝わらなかったということで、最終的には住民一人一人まできっちり周知ができるようにしっかり対策を講じると。そういう意味で、富山県はかなりの部分はもうできているところですが、防災行政無線だけではなく、衛星携帯や、その他エリアメールなど、いろいろな媒体も使いながら、住民一人一人に周知できるような体制をしっかりとつくるというところがこの趣旨です。

ただ、勧告を出すのも市町村はとても判断に苦しまれるときがあるのですが、

一番難しいのは、出した勧告を解除することです。ずるずるといつまでも勧告があって、住民、市民にもものすごく迷惑が掛かっていく。ではどうやって解除するのかといったら、むしろ解除するのは、例えば河川の上流部の雨の降り方や水位といった情報も必要ですし、ある程度専門的な知識も必要になってきます。そうすると、市町村だけで勇気を持って解除できるかということ、そういうケースではない場合もあります。そういう場合には、県から必要な情報、上流部ではもう雨はやんでいて水位が下がっているの、下流部の市町村についても問題はないよというようなアドバイスが得られれば、市町村は勇気を持ってとか、自信を持って解除できるということなので、そういう解除に対して県がいろいろな形で助言をするということです。

それから、もう一つ、広島の教訓で言うと、土砂災害警戒区域に指定されていても、いざというときどう逃げるのか、これは警戒区域ごとに違って、一般的に学校に避難しなさいという計画ではなかなかうまくいかないですし、場合によっては土砂が流れ出るところに公民館などの避難場所があったりして、あるいは避難経路に指定されているところも、土砂が出てきたときに使えないということがあります。ですから、ここに「印刷物の作成・配布」と書いてあるのですが、これは結論であり、作成・配布するためには、それぞれの警戒区域ごとに個別にハザードマップとか、被害想定をして、土砂が出てくるおそれのあるところを無理やり横断するような避難経路にならないように、避難経路と避難場所の見直しをした上で、しっかり周知徹底をするということもここにも明記させていただいているところです。

これもあえて私が言うべきことではないですが、夜間等の非常に切迫したときと昼間のある程度見通しがあるときとでは避難の仕方が多分違って、早めの避難でいうと、少し離れた公民館等に避難できるのですが、真夜中のすごい雨が降っているときに、ではその公民館に逃げろと言うべきか、その場合はむしろ2階に逃げてくださいとか、隣近所の3階ぐらいの安全な所に逃げてくださいというふうにして、土砂災害では一刻の猶予もないので、切迫度に応じた形で細やかに対応を取らないといけません。そういう計画作りも含めて、印刷物の作成・配布をぜひやっていただければありがたいと思います。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。それでは、専門委員のご意見を伺いたいと思います。まず川崎専門委員、地震学、測地学の権威ですが、何かございますか。

(川崎専門委員：地震災害対策部会)

川崎です。大事なことは室崎先生が全部言ってしまったので、2点ほど検討課題にさせていただきたいことを申し上げたいと思います。口永良部島の噴火を見ていて、火山灰、火山の雲が西に流れているのを見てはったのですが、原子力災害の場合も、いろいろな雲がどっちにどういうふう流れていくかは風次第だと思います。もし冬だと、富山はいつも北西から南東の方向にものす

ごく強い風が吹いていると思います。国の基準の 30km 一律でいいのかな、富山県はちょっと考えなければいけないのかなと、口永良部島のあのニュースを見ながらはっとしました。もしまだ検討されていないのであれば、これは検討課題にしていただきたいと思います。

もう 1 点ですが、これは竹内先生のご専門なのですが、神城断層地震の現場に行くと、道路が 1m 食い違っているのを見て、これは大変だと思いました。神城断層地震の場合は交通量があまり多くないところだったので、全体として大した問題にはなりませんでしたが、もし例えば富山県内の、早い話、呉羽山断層が動いたら、交通が途絶するという事態が発生すると思います。そういうことも頭に置いて、地震防災の将来の検討課題としていただきたいと思います。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。次に竹内委員、何かございますか。

(竹内専門委員：地震災害対策部会)

竹内です。土砂災害防止法の改正に伴う修正に関してなのですが、今ほど室崎部会長がおっしゃったことの補足になるかと思いますが、まず広島市の土砂災害に関して、皆さまもご承知かと思いますが、「マサ土」という言葉がよく出てきました。それはそうなのですが、よく調べてみると、最初に崩壊が起こった場所は必ずしもマサ土ではなく、もう少し軟らかい土砂崩れがきっかけになっていて、土石流全体としてマサ土が多かったということが最近分かってきています。そういうことは県内でもあって、結局、土砂災害は地域ごとに気象も特有なものがありますし、地形も地質もそれぞれの地域ごとに特有なものがあるので、結果的に自然災害、土砂災害なども、その地域、地域で特有な形にならざるを得ないというところを、やはり私どもは平時からよく知っておくことが必要だろうということが 1 点です。

それから、具体例として、本県では平成 20 年の 7 月に南砺市で、朝方でしたが、非常に強い雨で水害がありました。土砂災害も伴ってありました。つい最近、昨年 12 月でしたか、南砺市で地滑りが起きましたが、これは実は土砂災害の警戒区域ではない所で起きてしまっているのです。ですから、確かに土砂災害の警戒区域に関しての警戒は平時からやっていただく必要があるのですが、それ以外のところでも起き得るということも、やはりどこかに念頭に置いていただきたいということが 2 点目です。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。それでは、今まで専門家や市町村の方のご意見を伺ってまいりましたが、せつかくの機会ですので、どなたからでも結構ですが、これまでの諸課題につきまして、何かご意見、あるいはご質問でも結構ですが、いかがでしょうか。

それでは、県警の伊藤本部長、実際に災害が起こったりすると県警も責任重大ですが、何かございますか。

(伊藤委員：警察本部)

今般の災害対策基本法の一部改正等について審議されました衆参の災害対策特別委員会においては付帯決議がなされております。その一つとして、「災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて、適切な普及啓発を図ること」ということが言われております。従いまして、警察としては、大雪等の災害時において、立ち往生車両、あるいは放置車両の発生そのものを抑制するために、できる限りマイカーの利用を控えていただくこと、あるいは道路上に車両を置いて避難する際には、道路の左側に停止して、エンジンキーを付けたままドアをロックしないといったことなどについて、運転免許保有者に対する講習等を通じて、運転者の意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。それでは、消防長会の吉田会長、どうですか。

(吉田委員：消防長会)

富山県の消防長会でございます。災害対策基本法の改正に伴う修正の関係で、内容等につきましては、室崎部会長の方からご説明がありました。その内容で、撤去される場合等については、一部損失補償の規定もあるとお聞きしているところで、そういう意味では、躊躇なくやっていただけのかなと思っております。災害現場にいち早く行く必要がある消防としては、応援する場合、受援する場合、いずれも共通ですが、道路啓開は初期対応としては非常に重要であると考えています。

これらのことから、道路管理者の皆さま方に対しましては、この規定を有効にご活用いただくことをお願いするということと、消防長会としましても、消防関係者にこの規定の内容等について十分周知して、迅速な災害対応に生かしていきたいと考えているところで、今回の修正は妥当なものであると考えております。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。気象台の肆矢台長、何かございますか。

(肆矢委員：富山地方気象台)

このたび、土砂災害警戒情報の市町村及び住民への周知が防災計画に盛り込まれることになったことを受けまして、気象台としても、土砂災害警戒情報が自治体の避難勧告発令の判断基準や住民の自主的な避難に有効に役立てられますよう、普及啓発に努め、県や市町村の皆さまと連携して取り組んでいきたい

と考えています。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。他にどうでしょうか。日赤の新川事務局長、何かございますか。

(新川委員：日本赤十字社富山県支部)

赤十字でございます。私は5月の原子力災害対策部会にも出席させていただいたのですが、そこでの意見としましては、まず一つは、従来のPPAの、UPZの範囲外についての記述が、今回、国の指針から削除されたことについて、住民の皆さんが不安に思っている、どういうふうに説明していくかというご意見。それから二つ目に、国から県、県から市への情報伝達の仕組みづくりについての指摘があったかと思えます。

本日の会議の資料で、まず住民の皆さんの不安については、Q&Aが作成されておりまして、その1ページ目に「PPAはどうして削除されたのか？」という問いに対する答えが載っています。今後は住民の皆さんへの説明に活用されて、不十分な点があれば改定していってほしいと思っていますし、知事さんからはそういう趣旨の発言もございましたので、ぜひそういうふうにお願ひしたいと思えます。

二つ目の情報伝達につきましては、国、県、市の共同訓練の中で円滑な情報伝達が実際に行われるということを確認していただきたいと思います。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。これまでいろいろ今後の課題的なお話がありました。が、今、説明しております地域防災計画の改定案につきましては、特に修正意見はないように思いますが、それでよろしいでしょうか。

先ほど川崎委員が言われました、例えば富山県の場合、北西の強い風が吹くといったことも踏まえて、30kmの問題も含めて、今後の課題としてはどうかというお話でしたが、昨年2月の部会、それから5月の全体会議でもご紹介しましたように、SPEEDIによる放射性物質の拡散シミュレーションをやりましたが、このときには、お話のように富山県は北西の風が強いものですから、北西、北北西、また、西北西、こういった風の出現率の合計値が相当高い。そういったことも含めて、出現率が高いケース、上位から24ケースを取り出しまして、さまざまにシミュレーションもしたりした結果があります。ですから、そういった点はかなりやっているとありますが、また今後の研究課題として、せっかくのお話でありますので、また勉強してまいりたいと思えます。

それでは、今日提案いたしました原子力災害編や土砂災害等についての地域防災計画改定案は原案どおりご承認いただいたということでもよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。それでは、そのように取り扱わせて

いただきます。

それでは、最後になりますが、原子力災害対策につきましては、先ほども申し上げましたように、先月、原子力災害対策部会を開催して検討を行ってまいりました。また、それ以外の災害対策についても、今、室崎部会長からお話がありました。改定をさせていただいております。これまでご熱心にご検討いただいた委員の皆さまにあらためて深く感謝申し上げます。特に片岡部会長、室崎部会長をはじめとして、専門委員の皆さまには、ご専門の立場からさまざまなお助言を頂いて、大変感謝申し上げたいと思います。今後とも富山県は、各市町村や関係の皆さま、また、多くの住民の皆さんのご協力を頂いて、防災対策に全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で閉会のご挨拶といたします。今日はありがとうございました。

4 閉会

(事務局)

それでは、これをもちまして防災会議を終了させていただきます。委員の皆さま方には、長時間にわたり貴重なご意見を頂き、大変ありがとうございました。